

情報セキュリティ基本方針

公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下「プラザ」という。）は、プラザの情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守り、社会の信頼に応えるべく、以下の方針に基づき組織全体で情報セキュリティに取り組みます。

1. 役員の責任

プラザは、役員主導で組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めます。

2. 組織内体制・環境の整備

プラザは、情報セキュリティの維持および改善のために、対策を組織的に管理運用する体制およびシステム環境を整備し、必要な教育、研修を実施します。

3. 役職員の取り組み

プラザの役職員は、必要とされる知識、技術を習得し、情報セキュリティへの取り組みを確かなものにします。

4. 法令および契約上の要求事項の遵守

プラザは、情報セキュリティに関する法令、規制、規範、業務上および契約上の義務を遵守します。

5. 違反および事故への対応

プラザは、情報セキュリティに関する法令違反、契約違反および事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努めます。

6. 継続的改善

プラザは、情報セキュリティに関する状況の変化等に対応するため、定期的または必要に応じて自己診断・点検を実施し、情報セキュリティの向上と継続的な改善を行います。

制定日:2026年2月2日

公益財団法人滋賀県産業支援プラザ 理事長